



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省 山梨労働局

山梨労働局発表

平成26年12月24日

## 降積雪期の労働災害防止対策の推進について ～積雪・凍結等による労働災害をなくしましょう！～

山梨労働局（局長 三浦宏二）では、今期の降積雪期を向かえ、積雪、通路の凍結等による労働災害を防止するため、「降積雪期の労働災害防止対策」を策定し、労働災害防止団体等に当該対策の推進について要請するとともに、建設工事及び道路の除雪等を発注する国、山梨県及び市町村に協力を依頼しました。

- 1 平成26年の山梨県内の労働災害は、2月の記録的な大雪等の影響で、大幅に増加しているところですが、当該労働災害の発生状況を見ると、屋外通路での転倒災害が全体の8割以上を占めていることから、特に「安全な通路の確保」、「滑りにくい履物の選択」、「歩行中の注意事項等の安全衛生教育」など、事業場の降積雪期における労働災害防止対策が不十分であったことが、原因の一つとして考えられるところです。
- 2 また、道路等の除雪に関しては、国、県及び市町村が建設事業者に委託して実施していますが、これらの作業は、狭隘で不慣れな場所で行う必要があることから、重機の路肩からの転落、接触等による重大な労働災害の発生が危惧されることです。
- 3 このため、山梨労働局では「降積雪期の労働災害防止対策」のリーフレットを作成し、当該リーフレットを広く配布するとともに、当該対策の推進について、労働災害防止団体等、国、山梨県及び市町村へ要請及び協力依頼を行いました。

# 降積雪期における労働災害防止対策

～ 積雪・凍結による労働災害をなくしましょう！～

## 1 屋外の移動中における転倒等の労働災害防止について

- (1) 降雪後の屋外通路は、事業場において、使用可能とする通路を指定するとともに、当該通路が翌朝に凍結しないように、水気の除去及び除雪置場の場所を工夫すること。
- (2) 指定した屋外通路以外の通路の通行を禁止すること。また、側溝、マンホール、段差など、滑りやすい、つまずき等の危険がある場所には、ポール、ロープ等の標識の設置等により立入禁止又は注意喚起を行うこと。
- (3) 凍結しやすい場所には、あらかじめ凍結防止剤を散布しておくこと。また、凍結した通路への滑り止めの措置を行うため、砂などを準備しておくこと。
- (4) 屋外に通じる階段、段差には滑り止めを設けておくこと。
- (5) 滑りにくい履物や脱着式の滑り止め具の着用を推奨すること。
- (6) 労働者に歩行中は「上着やズボンのポケットに手を入れたまま歩行しない。」「両手に物を持って歩行しない。」「歩幅を狭くしてゆっくり歩く。」などの安全衛生教育を行うこと。

## 2 除雪作業中の労働災害の防止について

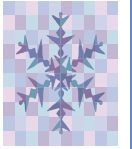
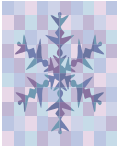
- (1) 大雪や吹雪等の悪天候時には作業を行わないこと。また、除雪中に視界が悪くなったときには作業を中止すること。
- (2) 車両系建設機械等を除雪機械として使用する場合は、当該機械等との接触を防止するため、運転時の周囲の確認、監視員等の配置、立入禁止の措置を徹底すること。
- (3) 除雪作業をホイールローダー、ショベルローダーの車両系建設機械等を使って行う時は、必ず有資格者が運転すること。
- (4) 長期間使用していない除雪機械等を使用する場合は、作業前の点検及び操作方法の確認を行ってから作業を開始すること。
- (5) 除雪作業中の労働者の転倒災害を防止するため、事業場において滑りにくい長靴等を予め準備しておくこと。
- (6) 除雪を行う場所に路肩及び側溝など墜落、転落の危険がないか、段差など転倒の危険がないか確認し、危険な場所にはポール等の標識を設置してから作業を行うこと。

## 3 事業場等の建物の屋根等の除雪作業における労働災害防止について

屋根等の除雪作業は、不慣れなことからできる限り行わないこと。  
やむを得ず行う時は次の措置を講じること。

- (1) 屋根等への昇降に、移動はしごを使用する場合は、十分な長さのものを使用し、上部の固定等転位の防止措置を講じること。
- (2) 移動はしご及び脚立を使用する際は、靴底に付いた雪を除去してから昇降すること。





- (3) 墜落の危険のある高さ2メートル以上の屋根上又ははしご上で除雪作業を行う場合は、親綱等を設け、安全帯を使用し、墜落・転落災害を防止すること。
- (4) 屋根上での除雪作業に当たっては、屋根の先端を識別できるようにして、屋根の先端には近づかないこと。また、屋根上と軒下の同時並行作業を行わないこと。
- (5) 軒下での除雪作業は、軒先の雪庇の状況を事前に確認し、雪庇を落下させる等の措置を講じてから作業を行うこと。
- (6) 除雪作業に際しては、保護帽を着用すること。

#### 4 スリップ等による交通事故の防止について

陸上貨物運送事業においては、スリップ等による交通事故を防止するため、気象情報を踏まえた適切な運行計画の作成、積雪の状況を踏まえた適切な装備を装着し安全な走行速度を遵守すること等の措置を講じること。

また、新聞販売業や卸売業の配送についても上記の措置に準じた事故防止のための措置を講じること。

#### 5 建設工事現場における積雪を原因とした倒壊等の労働災害の防止について

- (1) 足場、架設通路等の仮設物が積雪により倒壊することのないよう、適切な時期に除雪を行うこと。
- (2) 仮設物から積雪を除去する際には、必ず安全帯を使用し、滑りにくい靴を着用するとともに、上層から下層に向けて作業を行うこと。また、上層で作業を行う場合は、下層等に立入禁止区域を設定し、労働者の立入りを禁止すること。
- (3) 急激な積雪により、仮設物が倒壊するおそれがある場合は、高所作業車を使用するなど、倒壊による危険のある場所に労働者を近づけない方法で除雪を行うこと。

#### 6 山間地域において作業等を行う場合の雪崩災害の防止

- (1) 降雪期間中は気象情報の雪崩に関する警報、注意報に十分注意を払うとともに、降雪量、積雪量、最高及び最低気温を把握し、雪崩の発生が予想される場合には作業を中止するとともに、当該危険区域への立ち入りを禁止すること。
- (2) 雪崩の発生に対する監視・連絡体制、避難方式等を作業開始前に定めておくこと。
- (3) 工事又は作業の計画段階において、予め作業箇所周辺の地形、植生の状況、過去の積雪記録、雪崩発生の有無等を調査するとともに、雪崩の専門家の意見を聴く等、危険が予想される箇所に事務所、詰所等を設けないこと。
- (4) 日々の作業開始前に作業箇所周辺の雪庇(せっぴ)、亀裂、吹き溜まりなどの降雪の状況等について点検を行い、その結果に基づき、作業開始の適否の判断等を行うこと。



**厚生労働省 山梨労働局**

**甲府・都留・鯉沢労働基準監督署**

平成26年1月～3月における降積雪による労働災害発生状況

山梨労働局

1 業種別・事故の型別労働災害発生状況

業種	事故の型								
	墜落・転落	転倒	激突	はさまれ・巻き込まれ	飛来・落下	交通事故	無理な動作・動作の反動	有害物等との接触	計
全産業	2 (0)	39 (16)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	2 (1)	1 (0)	48 (17)
製造業	1	13 (4)		1					15 (4)
建設事業		(2)							0 (2)
運輸交通業		3 (1)					2		5 (1)
商業	1	8 (2)					(1)	1	10 (3)
保健衛生業		8 (3)							8 (3)
接客娯楽業		5 (2)	1		1				7 (2)
その他の業種		2 (2)				1			3 (2)

注1) 本表は平成26年11月末までに労働基準監督署に提出された労働者死傷病報告(休業4日以上)より集計を行った。

注2) ( )内は平成25年1月から3月までの降積雪による休業4以上の労働災害発生件数である。

2 傷病性質別労働災害発生状況

傷病性質	骨折	捻挫等	打撲傷	創傷	腰痛	一酸化炭素中毒	計
	31	7	5	3	1	1	48

3 部位別労働災害発生状況

部位別	上肢	下肢	頭部	胴体	複合部位	その他	計
	14	18	8	5	2	1	48

4 年齢別労働災害発生状況

年齢別	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	計
	5	5	14	10	11	3	48

5 災害程度別労働災害発生状況

災害程度別	4～7日	2週間	3週間	1か月	2か月	3か月以上	計
	12	8	3	7	5	13	48